

令和 9 年度委託訓練実施方針  
(介護サービス科、介護スペシャリスト養成科)

- 1 実施主体 各県立高等技術専門校
- 2 訓練実施場所 岡山市、倉敷市、津山市、その他
- 3 訓練目的 離職者等の再就職訓練
- 4 訓練対象者 公共職業安定所に求職申込みを行っている求職者であって、公共職業安定所の受講指示、受講推薦等を受けた者

### 5 訓練実施内容

(1) 下表の区分の A・B の訓練実施を予定 (内容は別添「訓練科概要」のとおり)

区 分	A	B
訓練科名	介護サービス科	介護スペシャリスト養成科
訓練目標	介護職員初任者研修 <sup>*1</sup> の修了	介護福祉士実務者研修 <sup>*2</sup> の修了
訓練期間	3 か月	6 か月
募集人員等	15～25名×1～2コース程度	15名～25名×3～4コース程度

(注)

\*1 介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号) 第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程をいう。

\*2 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 第40条第2項第5号に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修をいう。

(2) 就職支援及び付帯業務 (内容は主なもの)

#### ア 就職支援内容

##### (ア) 訓練生への就職支援

- a 就職相談の実施
- b ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、訓練修了時の訓練生の能力評価 (ジョブ・カード様式の職業能力証明シートによる)、履歴書、職務経歴書の作成指導、面接指導の実施、ビジネスマナー
- c 求人開拓、求人情報の提供、職業紹介に係る企業や公共職業安定所との調整

##### (イ) 訓練修了後における訓練生の就職決定、内定状況の把握及び報告

中途退校時、修了時、修了1か月後・2か月後・3か月後の就職状況の報告

#### イ 付帯業務内容

- (ア) 必要に応じた訓練生の募集・選考業務、訓練実施計画の策定等
- (イ) 入校 (式)、修了 (式) とこれに伴うオリエンテーション
- (ウ) 訓練生の出欠席の管理及び指導
- (エ) 訓練の指導記録の作成
- (オ) 受講証明書及び職業訓練受講給付金に係る事務処理
- (カ) 訓練生の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理

- (キ) 訓練生の中途退校に係る事務処理
- (ク) 受講証明書、欠席・遅刻・早退・欠課届、添付証明書等の確認及び提出指導
- (ケ) 災害発生時の連絡及び必要な対応
- (コ) 訓練実施状況の把握及び報告
- (サ) 訓練生の能力習得状況の把握及び報告
- (シ) 託児サービス付きのコースにあっては、訓練期間中の託児サービスの提供及び事務処理
- (ス) その他高等技術専門校長が必要と認める事項

## 6 訓練生の募集・選考への協力

受託者は、各県立高等技術専門校において実施する訓練生の募集、学科試験等に関して、専門校の要請に応じて必要な協力を行うものとする。

## 7 受託者（委託先）の要件等

- (1) 原則として「【役務（業務委託）】入札参加資格者名簿」に登載された事業者であること。

(参考) 岡山県ホームページ(入札参加資格者名簿・入札参加除外情報等【物品・役務（業務委託）】)

【アドレス】 <https://www.pref.okayama.jp/site/321/358180.html>

- (2) 岡山県内に営業拠点等を有する者であること。
- (3) 実施を予定している訓練（5（1）の表の区分）ごとに、関係法令に定められた事業者、施設等の指定を受けるなど必要な手続きを適切に行い、確実に開講が見込まれる者であること。
- (4) キャリアコンサルタント（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第30条の3に規定するキャリアコンサルタント。）、キャリアコンサルティング技能士（1級若しくは2級）又は、能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者を配し、訓練生に対するジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、能力評価等については、これらの者が行うこと。

(参考) 厚生労働省ホームページ（「ジョブ・カード制度」）

【アドレス】 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/jobcard\\_system.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/jobcard_system.html)

- (5) 委託契約を締結する日において、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」（(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構）に係る有効な受講証明書を有する者が在籍していること。また、同ガイドラインを踏まえた訓練の一層の質の向上を図ること。

(参考) 厚生労働省ホームページ（職業訓練サービスガイドラインに関する施策について）

【アドレス】 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/minkan\\_guideline.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/minkan_guideline.html)

## 8 その他

- (1) 母子家庭の母等への職業訓練を併せて実施する場合、訓練生のうち母子家庭の母等<sup>※</sup>については、訓練前に原則5日間（5時間/日）の準備講習（下記ア～カの内容を盛り込んだもの）を実施することとなる。

※母子家庭の母等…長期失業状態にある母子家庭の母及び父子家庭の父並びに自立支援プログラ

ムに基づき、福祉事務所を通じて受講を希望する児童扶養手当受給者又は生活保護受給者をいう。

ア 地域における雇用失業情勢、母子家庭の母等を取り巻く雇用状況に関する理解の促進に資するもの

イ 企業が求める人材像の促進に資するもの（例：企業人事担当者によるセミナー等）

ウ 自己の職業適性等の理解の促進に資するもの（例：個別及び集団方式によるキャリアコンサルティング等）

エ 職業に必要なビジネスマナーの向上に資するもの（例：ビジネスマナー講習）

オ 企業の就業現場の理解の促進に資するもの（例：事業所見学等）

カ 職業能力開発に関する理解の促進に資するもの  
（例：訓練コース、自立支援教育訓練給付制度、生業扶助制度等に関する情報提供や職業能力開発施設等への訪問）

## （2）託児サービス付き訓練の要件

当該訓練の実施中に、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）により定められた施設において託児サービスを自ら又は委託により提供できること。具体的には次の要件を全て満たしていること。

ア 訓練実施機関の施設内又は施設外において、訓練実施機関自らが又は委託により、託児サービスを提供できること。施設外において託児サービスを提供する場合、原則として訓練実施場所から概ね半径 2 km 以内の通所可能な距離にある場所であること。訓練実施場所から概ね半径 2 km 以内の通所可能な距離にある場所以外で託児サービスを提供する場合には、訓練実施場所に児童の引き渡しを行う場所を設け、安全に配慮の上、送迎を行うこと。

イ 託児サービスの提供は、児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設において託児サービスを実施すること。なお、授乳・補水補助については託児サービス提供内容に含むものとする。

### （ア）保育所（保育所型認定こども園を含む）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難しい場合は、別途協議する。

### （イ）小規模保育事業

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難しい場合は、別途協議する。

### （ウ）家庭的保育事業

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難しい場合は、別途協議する。

### （エ）幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難しい場合は、別途協議する。

### （オ）認可外保育施設

幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び企業主導型保育施設を含む（認可外保育施設指導監督基準（認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年3月29日付けこども家庭庁成育局長通知こ成保第206号）別添）を満たしているものに限る）。

(カ) 一時預かり事業を行う施設

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定する基準を満たしているものに限る。

ウ 託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に参加すること（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）。

エ 児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。

(3) デジタルリテラシーに関する内容を含むカリキュラムの設定等について

年代・職種を問わず、あらゆる人材がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を活用できるようにするため、次の対応を行うこと。

ア デジタルリテラシーに関する内容を含むカリキュラムの設定

訓練生が各訓練分野の就職に必要なデジタルリテラシーを身に付けるため、デジタルリテラシーを含むカリキュラムを設定すること。

カリキュラムの内容については、訓練科ごとに別紙2「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」を参考にして「デジタルリテラシーを含むカリキュラムの例」のいずれか（その他を含む。）に該当するカリキュラムを設定すること。なお、本受託意向調査においては、同チェックシートの提出は不要である。

イ デジタルリテラシーの必要性・重要性に関する周知について

訓練生に対して県が指定するリーフレット（A4横スライド形式13ページ及びA4縦1ページ）を配付し、デジタルリテラシーの必要性・重要性について周知すること。

(4) 各受託者（機関等）の訓練コース別の就職率実績を岡山県のホームページ（労働雇用政策課）等で公表する予定としている。

(5) 本訓練は国（厚生労働省）から県への委託事業であり、本事業に係る関係年度の国の予算及び事業計画並びに県の予算の成立を事業実施の条件とする。また、今後の国の要領改正・通知、その他の事情により、上記の内容（別添「訓練科概要」を含む。）の一部を変更することがある。

(参考)

令和8年度委託訓練実施状況（介護系短期課程）（令和8年5月現在・予定）

実施校名 (所在地)	訓練実施場所	実施区分 (5(1)に対応)
南部高等技術専門学校 (倉敷市)	岡山市	A B
北部高等技術専門学校 (津山市)	岡山市 (東区瀬戸町)	B
北部高等技術専門学校美作校 (美作市)	なし	